

就業中の皆様・これから勤務頂く皆様

【重要事項】

飲酒運転や社会人としての心得について

石垣島での生活における注意喚起、ANA インターコンチネンタル石垣リゾートでの就業においてモラルやマナーの順守についてご連絡となります。

これまで沖縄県で弊社より勤務いただくスタッフ様の、規則違反が発覚しております。

- ・飲酒運転の発覚、未成年の方の飲酒。
- ・寮の部屋内に他人を招く行為、または他人の部屋へ入室する行為。
- ・共用スペースで騒ぐ行為、過剰な飲み会行為、BBQ を行う行為。
- ・派遣先での士気やモチベーションを下げかねない言動

勤務先でのルールや業務上の指示に従うことはもちろん、社内外を問わず、社会人としての基本的なマナーやモラルを守り、周囲と協力して業務に取り組んでいただくことが非常に重要です。些細な言動が職場全体の雰囲気や信頼関係に大きく影響を及ぼすこともございます。どうか一人の社会人として、グッドマンサービスの看板を背負い、自覚と責任をもって行動していただきますようお願いいたします。

また飲酒運転については「**重大な犯罪行為**」となります。

飲酒運転を行った本人は当然ですが、運転手が飲酒している事実を知りつつ同乗した人や、飲酒後に運転すると知りつつ酒類を提供した人、飲酒の事実を知りつつ車を提供した人にも、以下のような罰則が科されます。

	同乗者（飲酒の事実を知りつつ車に乗った人）、および酒類の提供者（飲酒後に運転すると知りつつ酒類を提供した人）	車の提供者（飲酒の事実を知りつつ車を提供した人）
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	5年以下の懲役または100万円以下の罰金

必ず違反行為の無いようにご就業頂くようお願いいたします。

株式会社グッドマンサービス：小川大輔